

2. 幼稚園などの預かり保育を利用するお子さんについて

幼稚園や認定こども園で行う預かり保育は右の利用料までが無償化の対象ですが、保護者が事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。共働きなどの要件と申請が必要ですので、役場福祉課または学校教育課までお問い合わせください。

- ◎ 3歳以上のお子さん…
 - ▶ 月額 **11,300**円まで
- ◎ 住民税非課税世帯の満3歳のお子さんは…
 - ▶ 月額 **16,300**円まで
 - ※日額単価 450円×利用日数が上限

3. 認可外保育施設なども無償化の対象になります

無償化の対象になるには、保護者が事前に申請し「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- ◎ 3歳～5歳のお子さんは…
 - ▶ 月額 **37,000**円まで
- ◎ 住民税非課税世帯の0～2歳のお子さんは…
 - ▶ 月額 **42,000**円まで

無償化の対象となる施設

- ▶ 所在市町村が認める認可外保育施設
- ▶ 一時預かり事業
- ▶ 病児保育事業など
(認可保育所や認定こども園などを利用していないお子さんが対象になります)

町独自事業

◎ 病児病後児保育の利用料などを全額助成

補助金交付の条件

- ▶ 福智町に住所がある児童の保護者
- ▶ 厚生労働省令で定められた施設を利用した、または現在利用している
- ▶ 町税などの滞納がない世帯
- ▶ 対象児童を医療機関で受診させ医師連絡票を作成している

役場福祉課への持参物

- ▶ 施設利用料の領収書
- ▶ 医師連絡票の領収書
- ▶ 印鑑(シャチハタ不可)
- ▶ 口座番号がわかるもの

病児病後児保育を利用した場合は、町が独自で利用料と医師連絡票作成費用を助成します。

◎ 就学前障害児の発達支援の利用も無償の対象になります

3歳～5歳までのお子さんの利用料が無償化になりますが、下記の点にご注意ください。

- ▶ 医療費や食費などは引き続きご負担ください。
- ▶ 保育所、幼稚園、認定こども園などと同時に利用しても無償化の対象です。
- ▶ 無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。詳しくはご利用のサービス事業所または役場福祉課までお問い合わせください。



5 CHANGE 子育て世帯の負担をさらに軽く 保育無償化

就 学前の子どもの保育負担軽減を目的に、保育料の無償化が10月から始まります。福智町ではこの無償化に町独自の事業も加え、さらに子育て世帯のサポートを充実させていきます。通常の保育以外にも預かり保育や認可外保育施設を利用する場合も対象となる場合がありますのでご確認ください。

これまでも町独自の事業で子育てを支えてきましたが、10月からはさらに充実した体制でサポートします。



保育園・認定こども園については…

問 福祉課 福祉係 ☎22-7763

幼稚園については…

問 学校教育課 ☎22-1192

1. 3歳～5歳のお子さんの保育料が無償化されます

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳～5歳のお子さんの保育料が無償になります。なお幼稚園にすでに通園中で、役場の認定を受けていない場合は事前に申請が必要ですので、幼稚園または学校教育課までお問い合わせください。

無償化の対象となる施設

- ▶ 保育所 ▶ 幼稚園 ▶ 認定こども園
- ▶ 地域型保育 ▶ 企業主導型保育事業

保育無償化の期間は…

満3歳になった後の4月1日から
小学校入学前までの

3年間

幼稚園に通園中の場合…

満**3歳**の入園
からが対象です

幼稚園の保育料は…

月額 **25,700**円
までが対象です

◎ おやつ代やおかず代など、第3子以降も副食費が免除に

無償化の対象でも、通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担です。なお次のかたはおやつ代やおかず代などの副食費が免除になります。

- ▶ **年収360万円未満に相当する世帯**
町民税所得割57,700円未満の世帯、ひとり親家庭等は77,101円未満の世帯が対象。 **町独自事業**
- ▶ **第3子以降のお子さんのいる世帯**
第3子とは、第1子・第2子の年齢にかかわらず保護者が扶養している3番目のお子さんのことです。

◎ 0歳～2歳のお子さんは、無償の範囲が拡大されます

以下の世帯は無償・軽減の対象になります。

- ▶ **住民税が非課税の世帯**
- ▶ **年収360万円未満に相当する世帯**
町民税所得割57,700円未満世帯は第1子の年齢にかかわらず、第2子が半額、第3子以降が0円。ひとり親家庭等で町民税所得割77,101円未満世帯は第2子以降が無償。年収360万円以上相当世帯でも、第1子が保育所などを利用中の場合は、第2子は半額です。
- ▶ **第3子以降のお子さんのいる世帯**

町独自事業